

32.07

補正の却下の決定に対して意匠登録出願人が応答しない場合の  
当該意匠登録出願の取扱い

- (1) すでに拒絶の理由を通知しているときは、補正の却下の決定の確定を待って、その拒絶理由によって当該意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をする。
- (2) 拒絶の理由を通知していないときは、補正の却下の決定の確定を待って、その手続補正書の提出前の当該意匠登録出願について審査をする。
- (3) 補正命令に対する補正についてした補正の却下の決定に対し意匠登録出願人が応答しない場合は、意匠法第68条第2項において準用する特許法第18条第1項の規定により、当該意匠登録出願は却下される。(→方式審査便覧43.20)